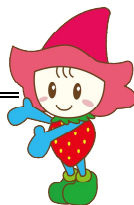


令和 7 年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告書の提出期限は 1 月 31 日（金）です。

事務処理の都合上、早めの申告にご協力ください。



平素は、市税につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地、家屋のほかに、会社や個人で工場や商店などを経営する方、駐車場やアパート等の貸し付けを行っている方や太陽光発電設備を設置し売電を行っている方などが、その事業を営むために所有している構築物、機械、器具、工具、備品などの償却資産に対しても課税されます。

償却資産を所有されている方は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している資産の所在する市町村長に申告することになっています。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえご提出くださいますようお願いいたします。

なお、昨年中に設立又は設置の届を提出いただいた法人にも、一斉に送付していますので、該当資産が無い場合は、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

お 知 ら せ

● マイナンバーを記入してください。（本人確認資料を添付してください。）

個人の方は 12 桁の個人番号を、法人の方は 13 桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。番号法に基づく本人確認を行います。（P8 参照）

● e L T A X（エルタックス）による電子申告も受け付けています。

e L T A X（エルタックス）とは、インターネット経由で申告手続きを行うシステムです。「全資産申告」「増加資産／減少資産申告」「修正申告」をすることができます。

なお、鹿沼市へ固定資産税（償却資産）の利用届出を行った方に対してプレ申告データ（※）を毎年 12 月頃に送信する予定です。

※前年に申告した資産をあらかじめ登録した種類別明細書のデータ等

● 郵送で申告される方へ

申告書（控用）の返送が必要な場合は、控用の申告書をご用意のうえ、返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

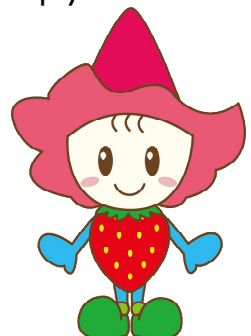
（返信用封筒の同封がない場合は、申告書（控用）の返送はしません。）

● 前年中に資産の増加又は減少のない場合でも申告が必要です。

（申告書の備考欄に「増減なし」と記入して提出してください。）

《目 次》

1 償却資産とは	
(1) 償却資産とは	2
(2) 償却資産の種類と資産例	2
(3) 業種別の主な償却資産	3
2 償却資産の申告について	
(1) 申告していただく方	3
(2) 申告対象となる資産	4
(3) 申告の対象から除外されるもの	4
(4) 少額の減価償却資産の取り扱い	5
(5) 申告書等の提出期限	6
3 申告方法について	
(1) 申告の種類	6
(2) 提出していただく書類	6
(3) 増加償却した資産がある場合	7
(4) 非課税となる資産がある場合	7
(5) 課税標準の特例を受ける資産がある場合	7
(6) 償却資産申告書（控用）の返送について	7
4 申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について	
(1) 本人確認資料の添付（鹿沼市外に在住の方の場合のみ）	8
(2) その他	8
5 償却資産と家屋の主な区分について	9
6 国税との主な取り扱いの違いについて	10
7 申告内容確認のための実地調査について	10
8 過年度遡及について	10
9 償却資産申告書等の書き方について	11
10 修正申告の書き方について	15
11 税額等の算出方法について	
(1) 評価額の算出方法	17
(2) 税額の算出方法	17



1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

(2) 償却資産の種類と資産例

資産の種類	資 産 例
1 構築物	舗装路面、門、塀、フェンス、看板、緑化施設（芝生、人工芝、花壇、樹木、屋外散水設備、屋外排水溝等）等の外構工事、土地に定着する土木設備、固定資産で家屋として取扱わない建築物、工作物、受変電設備 等
2 機械及び装置	物品の製造・加工・修理等に使用する機械及び装置、土木機械、印刷機械、モーター、冷凍装置、医療用機械、理容・美容業設備、太陽光発電設備、厨房設備 等
3 船舶	ボート、釣り舟 等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具	フォークリフト、ブルドーザー、パワーショベル、荷車、自転車、リヤカー 等 (ただし、自動車税・軽自動車税対象車両は除きます。)
6 工具器具及び備品	パソコン、LAN設備、机、いす、ロッカー、厨房用具、自動販売機、応接セット、テレビ、金庫、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、理容・美容機器、衝立、ルームエアコン、レジスター 等

※ 教習用自動車等の登録のない自動車であっても、本来自動車税の課税客体となるべきものは固定資産税の課税客体にはなりません。

(3) 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、LAN 設備、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、看板、自動販売機、舗装路面等
製造業	製品製造設備、旋盤、製品加工設備、梱包機等
建設業	製造設備、フォークリフト、パワーショベル等
飲食業	内装工事、冷凍冷蔵庫、厨房設備等
病院・薬局	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット）等
理容・美容業	理容・美容用椅子、理容・美容用洗面設備等
農業	ビニールハウス、精米機、冷蔵倉庫、動力草刈機等
娯楽業	パチンコ機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場設備等
商店・小売店	商品陳列棚、監視カメラ、冷凍冷蔵設備等
賃貸住宅・貸駐車場	屋外給排水設備、フェンス、駐車場舗装、植栽等
太陽光発電	太陽光発電設備、フェンス、監視設備等
事務所	応接セット、衝立、テレビ、監視設備、金庫等
ガソリンスタンド	給油設備、キャノピー、洗車機等



2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、鹿沼市において会社や個人で工場や商店などを経営する方、駐車場やアパート等の貸し付けを行っている方や太陽光発電設備を設置し売電を行っている方などで償却資産を所有されている方です。次のような方も申告が必要です。

- ア 割賦販売など売主に所有権が留保されている償却資産の場合、**原則、買主の方**
- イ 所有権移転リースの場合、**原則、償却資産を使用している借主の方**
- ウ 所有権移転外リースの場合、**貸主の方**
- エ 免税点未満（償却資産の課税標準額合計が150万円未満）となる方
- オ 廃業、市外移転、合併等により全ての資産が減少した方

(2) 申告対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

次のような資産も申告が必要になります。

- ア 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であるが、個別償却しているもの
- イ その資産の減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の算定上、損金又は必要な経費に算入されるもの
- ウ 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得としてみなされますので、本体とは別に申告が必要です。）
- エ 簿外資産（帳簿未掲載資産）
- オ 建設仮勘定で経理されている資産で、その一部又は全部が現に事業の用に供されている資産
- カ 償却済資産（既に減価償却が終わり備忘価額のみとなっている資産）
- キ 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であるが、本来減価償却が可能な資産
- ク 割賦購入資産で割賦代金の完済していないものであるが、既に事業の用に供されている資産
- ケ 遊休又は未稼働資産であるが、事業の用に供することができる状態の資産
- コ 自動車税及び軽自動車税の対象にならない車両及び運搬具
- サ 事業主が、その従業員の利用に供するために設置している福利厚生設備

(3) 申告の対象から除外されるもの

次に掲げる資産は、申告の対象外です。

- ア 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形固定資産
 - イ 自動車税又は軽自動車税の対象となる資産
 - ウ 家庭用として使用しているマシンなど
 - エ 耐用年数が1年未満の資産（ただし、個別償却をしているものは申告対象になります。）
 - オ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入される資産（少額の償却資産）
 - カ 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却する資産（一括償却資産）
- ※ 上記オ・カの場合、法人等の方は本来の耐用年数を用いて減価償却することもできますが、この場合は課税の対象になります。



（４）少額の減価償却資産の取り扱い

取得価額１０万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの、取得価額２０万円未満の資産のうち３年間で一括償却したものの少額資産の取り扱いは次のとおりです。

◆ 個人の場合

取得価額	国税（所得税）の取り扱い	固定資産税（償却資産）の取り扱い
１０万円未満	必要経費	× 申告対象外
１０万円以上	３年間一括償却	× 申告対象外
２０万円未満	減価償却	○ 申告対象
２０万円以上	減価償却	○ 申告対象

◆ 法人の場合

取得価額	国税（法人税）の取り扱い	固定資産税（償却資産）の取り扱い
１０万円未満	損金算入	× 申告対象外
	３年間一括償却	× 申告対象外
	個別減価償却	○ 申告対象
１０万円以上	３年間一括償却	× 申告対象外
２０万円未満	減価償却	○ 申告対象
２０万円以上	減価償却	○ 申告対象

（注意） 法人税又は所得税（国税）において、租税特別措置法第２８条の２、第６７条の５に基づき、損金又は必要経費に算入した資産でも、固定資産税（償却資産）の対象です。

●ご注意ください●

正当な理由が無く申告をしなかった場合は、地方税法第３８６条及び鹿沼市税条例第７５条の規定により過料などが科されることがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第３８５条により罰則規定が適用される場合があります。

(5) 申告書等の提出期限

令和7年1月31日(金)

※ 受付開始日は、令和7年1月6日(月)からです。

※ 早めの申告にご協力ください。

3 申告方法について

(1) 申告の種類

ア 増減資産申告

前年中に増加又は減少した資産を申告してください。前年中に資産の増加又は減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

イ 全資産申告

毎年1月1日現在所有している全ての資産について、申告者が評価額等を計算した上で申告してください。

※ 自社作成の申告書で申告される場合でも、鹿沼市が送付した「償却資産申告書」を併せて提出してください。

(2) 提出していただく書類

ア 増減資産申告の場合

	償却資産申告書	種類別資産明細書	
	第26号様式	増加資産・ 全資産用(緑色)	減少資産用 (赤色)
資産の増加だけがある場合	○	○	
資産の減少だけがある場合	○		○
資産の増加と減少がある場合	○	○	○
資産の増減がなかった場合	○ ※1		
初めて申告する場合	○	○	
廃業・鹿沼市外への移転等の場合	○ ※2		○
該当する資産がない場合(新規の方)	○ ※3		

イ 全資産申告の場合

	償却資産申告書	種類別資産明細書
	第26号様式	増加資産・全資産用(緑色)
前年に全資産申告をされている場合	○	○
初めて申告する場合	○	○
廃業・鹿沼市外への移転等の場合	○ ※2	
該当する資産がない場合	○ ※3	

※1 申告書の「18備考(添付書類等)」の欄に「増減なし」と記載してください。

※2 申告書の「18備考(添付書類等)」の欄にその旨記載してください。

(例：令和6年4月1日廃業)

※3 申告書「18備考(添付書類等)」の欄に「該当資産なし」と記載してください。

(3) 増加償却した資産がある場合

増加償却した資産がある場合は、「種類別明細書」の摘要欄に増加償却割合を記入してください。また税務署長への届出書の写しを添付してください。

(4) 非課税となる資産がある場合

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当資産を所有されている方は、申告に際しては別途「固定資産税・都市計画税非課税申告書」ほか必要書類を提出していただきます。

(5) 課税標準の特例を受ける資産がある場合

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3、並びに同法旧附則第64条に該当する資産は、固定資産税が軽減されます。申告に際しては別途「固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書」ほか必要書類を提出していただきます。(例)ガス事業用資産、中小企業等経営強化法の先端設備等

●申告書の様式は、市役所ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/>

(HPトップページ 公式ホームページ>くらし・手続き>税・保険・年金>固定資産税・都市計画税>償却資産に対する課税)

(6) 償却資産申告書(控用)の返送について

郵送により申告される方で、控用の返送を希望される場合には、控用の申告書をご用意のうえ、返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

※ 市でコピー等はいりません。

※ 返信用封筒の同封がない場合は、申告書(控用)の返送はしません。

4 申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について

11、12ページをご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記入してください。

（1）本人確認資料の添付（鹿沼市外に在住の方の場合のみ）

個人番号を記入した申告書を提出いただく場合、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。以下に記載の（ア）又は（イ）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付してください。ただし、（イ）の代理権確認資料は原本を添付してください。

なお、法人番号を記入した申告書を提出いただく場合や電子申告の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

（ア）本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	身元確認資料
・ 個人番号カード（裏面） ・ 個人番号通知カード ・ 住民票 （個人番号が記載されたもの）	個人番号カード（表面）、運転免許証など 国又は地方公共団体が発行した身分証明書であり、かつ写真付きのもの

※番号確認資料と身元確認資料の両方を確認します。

（イ）代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権確認資料
・ 本人の個人番号カード（裏面） ・ 本人の個人番号通知カード ・ 本人の住民票 （個人番号が記載されたもの）	代理人の個人番号カード（表面）、運転 免許証など国又は地方公共団体が発行 した身分証明書であり、かつ写真付き のもの	・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等

※代理権確認資料については、写しではなく、原本の添付をお願いします。

（2）その他

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記入にご協力ください。ただし、マイナンバーの記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書へ記入いただいた個人番号はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

5 償却資産と家屋の主な区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

主な設備等の区分（一例）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			償却資産	家屋	償却資産	家屋
電気設備	受変電設備	設備一式（配線、配管を含む）	●		●	
	予備電源設備	蓄電池設備、自家発電設備（配線、配管を含む）	●		●	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	●		●	
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	●		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式	●		●	
		上記以外の設備		●	●	
	電灯コンセント、照明器具設備	屋外設備一式	●		●	
		屋内設備一式		●	●	
	電話設備	電話機、交換機等の装置	●		●	
		配線、配管、端子盤等		●	●	
衛生設備	給排水設備	屋外の給排水設備、特定の生産又は業務用の給排水設備	●		●	
		上記以外の設備		●	●	
	ガス設備	屋外の配管等設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	●		●	
		屋内の配管、バルブ等設備		●	●	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	●		●	
		上記以外の設備		●	●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	●		●	
		上記以外の設備		●	●	
その他の設備	冷凍設備	冷凍倉庫用の冷凍設備一式	●		●	
	厨房設備	厨房機器（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院等顧客の求めに応じるサービス設備）	●		●	
		サービス設備以外の設備		●	●	
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等	●		●	
	L A N設備	L A N設備一式	●		●	
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、舗装、緑化施設等）	●		●	

6 国税との主な取り扱いの違いについて

項 目	固定資産税の取り扱い	国税（法人税・所得税）の取り扱い
償却計算の期間	1月2日～翌年1月1日 （賦課期日制度）	法人： 事業年度 個人：1月1日～12月31日
減価償却の方法	定率法 （原則「固定資産評価基準」 に定める減価率による。）	【平成19年3月31日以前に取得】 旧定額法、旧定率法の選択制 （建物は旧定額法） 【平成19年4月1日以降に取得】 定額法、定率法の選択制 （建物は定額法） 【平成28年4月1日以降に取得】 定額法、定率法の選択制 （建物、建物附属設備及び 構築物は定額法）
前年中の新規取得	半年償却	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認めていない	認めている
特別償却、割増償却の制度 の適用	認めていない	認めている
評価額の最低限度 （償却限度可能額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）の 評価方法	区分評価（改良を加えられた 資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
中小企業者の小額資産の 損金算入の特例	金額にかかわらず認めて いない。（課税対象となる）	30万円未満の減価償却資産に ついて損金算入を認めている。

7 申告内容確認のための実地調査について

地方税法第353条及び同法第408条の規定による現地調査の実施をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 過年度遡及について

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（修正申告が必要です。15ページを参照）。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

（地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正な行為により税額を免れる等の場合は7年になります。）

9 償却資産申告書等の書き方について

償却資産申告書

11

申告書の提出年月日を記入ください。

鹿沼市長と記入ください。

【所有者】

ビル等に入居している場合はビルの名称、階数、部屋番号を記載ください。
氏名には必ず「ふりがな」を記載してください。

前年前に取得したもの（イ）

令和5年1月1日以前に取得したもの（印字されている数字は、昨年度の申告状況になります。）

前年中に減少したもの（ロ）

令和5年1月2日～令和6年1月1日までに減少したもの（例：廃棄、除去、他市町村等に移動した資産）

前年中に増加したもの（ハ）

令和5年1月2日～令和6年1月1日までに取得したもの（例：購入したもの、他市町村から移動した資産）

第二十六号様式（提出用）

令和 6年 1月20日

令和6年度

鹿沼市長 宛

償却資産申告書（償去

1 住 所

〒 322-0068

鹿沼市今宮町1688-1 今宮ビル5階

又は納税通知書送達先

（電話 64-

（ふりがな）

2 氏 名

（かぬまこうぎょう かぶしきがいしゃ）
鹿沼工業 株式会社

代表取締役 鹿沼 太郎

（屋号

法人にあってはその名称及び代表者の氏名

押印は
不要です

計（ニ）
（イ）-（ロ）+（ハ）で算出した取得価格の合計額を種類別に記入ください。

資産の種類	取 得 価 額												計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）					
	前年前に取得したもの（イ）				前年中に減少したもの（ロ）				前年中に取得したもの（ハ）									
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
構築物		1	889	000				0				0		1	889	000		
機械及び装置		30	000	552			800	000		1	500	000		30	700	552		
船舶				0				0				0				0		
航空機				0				0				0				0		
車両及び運搬具		2	000	000				0				0		2	000	000		
工具、器具及び備品		5	500	000			1	200	000			450	000		4	750	000	
合計		39	389	552			2	000	000			1	950	000		39	339	552

資産の種類	評 価 額				決 定 価 格				課 税 標 準 額			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
工具、器具及び備品												
合計												

この欄は、増減資産申告の場合、記入不要です。

電算処理による申告書を作成される場合（全資産申告の場合）は、記入が必要です。

法人番号(13桁)又は個人番号(マイナンバー)を記入してください。

事業の内容を具体的に記入してください。

整理番号- 11999

※ 所有者コード

8000001

Ⅱ 資産課税台帳)

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	☒ 有・ ☐ 無
4 事業種目 (資本金等の額)	電子部品製造業 (100 百万円)	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
5 事業開始 年 月	昭和 16年 10月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	総務部 経理課 鹿沼次郎 (電話 64-2111)	11 課税標準の特例	有・ ☒ 無
7 税理士等の 氏 名	鹿沼市板荷3051-1 黒川 さつき (電話 63-8306)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ ☒ 無
		13 税務会計上の償却方法	☒ 率法・ ☐ 定額法
		14 青色申告	☒ 有・ ☐ 無

鹿沼市内の事業所等資産の所在地を記載してください。市内に2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、主たる事業所等の番号を○で囲んでください。

15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 鹿沼市草久960 ② 鹿沼市加園1364 ③
16 借用資産 (☒ 有・ ☐ 無)	貸主の住所・名称等 鹿沼市さつき町15-1 北犬リース株式会社
17 事業所用家屋の所有区分	☒ 自己所有・ ☐ 借家
18 備考(添付書類等) 令和5年4月1日 住所及び社名変更 (旧 鹿沼市上殿町683-1 (株) 鹿上工業)	

借用資産の有無を○で囲み、有の場合は貸主の名称、住所を記入してください。

事業用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

前年中に所有者住所、名称等に移動があった場合は、旧住所、旧名称等参考事項を記入してください。

【備考欄】

- 注1) 増加、減少資産が無い場合には「増減なし」と記入してください。
 注2) 添付書類がある場合は、その名称を記入してください。
 注3) その他この申告に必要な事項等がありましたら記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

第二十六号様式別表一

令和 6 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

「増加資産」を○で
囲んでください。

3枚のうち2枚目などのように、
ページ数がわかるように記入し
てください。

1 枚目申告書
の右上にある
印字してある
所有者コード
を記入してく
ださい。
印字が無い場
合は記入不要
です。

所有者コード
80000001
記入は
不要です。

所有者名
鹿沼工業 株式会社
3 枚のうち
2 枚 目

当該資産に適用する耐用年数を記入
してください。

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量		取 得 年 月		取 得 価 額		減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 額	増 加 事 由	適 要
				数	量	年 号	年 月	千 円	百 円					
01	2		コンプレッサー	1		R 5	5	1	500 000				0.2 3.4	
02	6		パソコン	1		R 5	6		200 000				0.2 3.4	
03	6		応接セット	1	式	R 6	1		250 000				0.2 3.4	1日取得
04													1.2 3.4	
05														
06														
小 計											1 950 000			3.4

増加事由の該当
する項目を○で
囲んでください。
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による
受入れ
4 その他

記入不要です。

●前年中に増加した資産につい
て記入してください。
●数量を記入してください。

当該資産の取得価格を
記入してください。

取得した年月日
を記入してくだ
さい。

適要欄には次に該当する場合
記入してください。
●課税標準の特例がある資産
について、その適用条文
(例：法第349条の3第1項)
●増加償却を行っている場合
はその旨表示
●1月1日取得の場合
「1日取得」
●その他必要事項

記入不要です

資産の種類は下記の
とおり記入してくだ
さい。
構築物 1
機械及び
装置 2
船舶 3
航空機 4
車両及び
運搬具 5
工具
及び備品 6

種類別明細書(減少資産用)の書き方

令和6年度

2枚目のうち1枚目
などのように、ペー
ジ数がわかるように
記入してください。

1 枚目申告書右上に印字してある所有者コードを記入してください。
印字が無い場合は記入しないで結構です。

所有者名	2枚のうち
鹿沼工業株式会社	1枚目

行番 番号	資産の種 種類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取 得 価 額		耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年 号	月	千 円	百 万 円			1 3	2 4	減失 その他	1 2	
01	2	27	蓄電器	1	H	13	6	800 000	9		1・②	3・4	1・②	取得価格2,000,000円のうち一部800,000円廃棄処分	
02	6	213	コピー機	1	H	13	6	450 000	5		1・②	3・4	①・2		
03	6	388	パソコン	2	H	15	2	500 000	4		1・②	3・4	①・2		
04	6	1708	ファクシミリ	1	H	11	12	250 000	5		1・②	3・4	①・2		
05											1・2	3・4	1・2		
は下 記入 い。 ... 1			前年中に減少した資産について、今回 お渡しした種類別明細書の該当する項 目を写してください。								該当する項目を○で 囲んでください。	3・4	1	資産が減少した事由のうち、 「3 移動」についてはその 受入れ先を、 「4 その他」については事 由を簡潔に記入ください。 その他資産が減少したこと について必要な事項を記入 してください。	
... 2												1・2	3・4		1
... 3												1・2	3・4		1
... 4												1・2	3・4		1
... 5												1・2	3・4		1
... 6												1・2	3・4		1
19											1・2	3・4	1・2		
20											1・2	3・4	1・2		
小 計								5						2 000 000	

資産の種類は下
記のとおり記入
してください。

構築物	…… 1
機械及び 装置	……… 2
船舶	……… 3
航空機	……… 4
車両及び 運搬具	……… 5
工具、器具 及び備品	……… 6

前年中に減少した資産について、今回
お渡しした種類別明細書の該当する項
目を写してください。

該当する項目を○で
囲んでください。

資産が減少した事由のうち、「3 移動」についてはその受入れ先を、「4 その他」については事由を簡潔に記入ください。その他資産が減少したことについて必要な事項を記入してください。

記載例

令和5年1月1日以前に取得した資産が見つかった場合

令和5年度

修正年度を記入してください。

第二十六号様式 (提出用)

令和 年 月 日

資產却償 產出 稅台帳)

整理箱-11999

※所有直者

「修正申告」と記入してください。

所

有者

〒 322-0068
鹿沼市今宮町1688-1 今宮ビル5階

(電話 64-2111)

1住所

[又は特約通知書送附先]

2氏名

(ふりがな)
たろう 鹿沼 太郎
(屋号)

3個人番号又は法人番号

は法人番号

4事業種目(資本金等の額)

●●製造業務
(百万円)

5事業開始年月

平成 16年 2月

6この申告に
応答する者の
係及び氏名

鹿沼 花子
(電話 64-2111)

7税理士等の氏名

(電話番号) **押印は不要です**

8短期耐用年数の承認

有

9増加償却の届出

有

10非課税該当資産

有

11課税標準の特例

有・無

12特別償却又は圧縮記帳

有・無

13財務会計上の償却方法

定率・定額・経過

14青色申告

有・無

① 鹿沼市今宮町1688-1

② 鹿沼市加園1364

③

貸主の住所・名称等
鹿沼市さつき町15-1
北犬リース㈱

16借用資産
(有・無)

17事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18備考(添付書類等)

15市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16借用資産
(有・無)

17事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18備考(添付書類等)

資産の種類

前年取得したもの(イ)

前年中に減少したもの(ロ)

前年中に取得したもの(ハ)

計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)

1構築物

150000

150000

220000

370000

2機械及び装置

21200000

15500000

36700000

24200000

3船舶

0

0

0

0

4航空機

0

0

0

0

5車両及び運搬具

0

0

0

0

6工具、器具及び備品

0

0

0

0

7合計

22700000

17700000

40400000

24600000

資産の種類

評価額

決定価格

課税標準額

1構築物

150000

150000

150000

2機械及び装置

21200000

15500000

36700000

3船舶

0

0

0

4航空機

0

0

0

5車両及び運搬具

0

0

0

6工具、器具及び備品

0

0

0

7合計

22700000

17700000

40400000

記入する必要はありません。

電算処理による申告書を作成される場合は
記入してください。

修正申告（追加分）

第二十六号様式別表一

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 5 年度

所有者コード		所有者名		1枚のうち							
8000001		鹿沼工業株式会社		1枚目							
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	必要
行番号				年号	年	月		千円	円		
01	2	太陽光発電設備	1	R	3	8		15 500 000		0	
02										1.2	
03										3.4	
04										1.2	
05										3.4	
06										1.2	
07										3.4	
08										1.2	
09										3.4	
10										1.2	
11										3.4	
12										1.2	
13										3.4	
14										1.2	
15										3.4	
16										1.2	
17										3.4	
18										1.2	
19										3.4	
20										1.2	
21										3.4	
22										1.2	
23										3.4	
24										1.2	
25										3.4	
26										1.2	
27										3.4	
28										1.2	
29										3.4	
30										1.2	
31										3.4	
32										1.2	
33										3.4	
34										1.2	
35										3.4	
36										1.2	
37										3.4	
38										1.2	
39										3.4	
40										1.2	
41										3.4	
42										1.2	
43										3.4	
44										1.2	
45										3.4	
46										1.2	
47										3.4	
48										1.2	
49										3.4	
50										1.2	
51										3.4	
52										1.2	
53										3.4	
54										1.2	
55										3.4	
56										1.2	
57										3.4	
58										1.2	
59										3.4	
60										1.2	
61										3.4	
62										1.2	
63										3.4	
64										1.2	
65										3.4	
66										1.2	
67										3.4	
68										1.2	
69										3.4	
70										1.2	
71										3.4	
72										1.2	
73										3.4	
74										1.2	
75										3.4	
76										1.2	
77										3.4	
78										1.2	
79										3.4	
80										1.2	
81										3.4	
82										1.2	
83										3.4	
84										1.2	
85										3.4	
86										1.2	
87										3.4	
88										1.2	
89										3.4	
90										1.2	
91										3.4	
92										1.2	
93										3.4	
94										1.2	
95										3.4	
96										1.2	
97										3.4	
98										1.2	
99										3.4	
100										1.2	
101										3.4	
102										1.2	
103										3.4	
104										1.2	
105										3.4	
106										1.2	
107										3.4	
108										1.2	
109										3.4	
110										1.2	
111										3.4	
112										1.2	
113										3.4	
114										1.2	
115										3.4	
116										1.2	
117										3.4	
118										1.2	
119										3.4	
120										1.2	
121										3.4	
122										1.2	
123										3.4	
124										1.2	
125										3.4	
126										1.2	
127										3.4	
128										1.2	
129										3.4	
130										1.2	
131										3.4	
132										1.2	
133										3.4	
134										1.2	
135										3.4	
136										1.2	
137										3.4	
138										1.2	
139										3.4	
140										1.2	
141										3.4	
142										1.2	
143										3.4	
144										1.2	
145										3.4	
146										1.2	
147										3.4	
148										1.2	
149										3.4	
150										1.2	
151										3.4	
152										1.2	
153										3.4	
154										1.2	
155										3.4	
156										1.2	
157										3.4	
158										1.2	
159										3.4	
160										1.2	
161										3.4	
162										1.2	
163										3.4	
164										1.2	
165										3.4	
166										1.2	
167										3.4	
168										1.2	
169										3.4	
170										1.2	
171										3.4	
172										1.2	
173										3.4	
174										1.2	
175										3.4	
176										1.2	
177										3.4	
178										1.2	
179										3.4	
180										1.2	
181										3.4	
182										1.2	
183										3.4	
184										1.2	
185										3.4	
186										1.2	
187										3.4	
188										1.2	
189										3.4	
190										1.2	
191										3.4	
192										1.2	
193										3.4	
194										1.2	
195										3.4	
196										1.2	
197										3.4	
198										1.2	
199										3.4	
200										1.2	
201											

1 1 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

ア 前年中に取得された償却資産の評価額

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left[1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right]$$

イ 前年前に取得された償却資産の評価額

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度の評価額}} \times \left[1 - \text{減価率} \right]$$

※ イにより求めた額が取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。

※ 減価率（固定資産評価基準 別表15表より一部抜粋）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	...	...

(2) 税額の算出方法

償却資産の場合、原則として評価額が課税標準額になります。

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

eLTAX の電子申告を ぜひご利用ください！

1. 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告ができます。
⇒ 混み合う窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
⇒ PCdesk（無料）や eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

2. eLTAX のご案内

申告データ等の作成にかかる具体的な操作方法については、eLTAX ホームページをご覧ください。か、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX の利用時間	8：30～24：00 (土日祝日、年末年始 12／29～1／3は除く。) 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。
eLTAX ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	https://eltax.custhelp.com/
eLTAX ヘルプデスク	電話 0570-081459 [9：00～17：00 受付 (土日祝日、年末年始を除く)]